＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

ｔｒｉｐｌａ株式会社　定款

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

平成　２７年　２月　２４日　作成
平成　２７年　３月　　６日　公証人認証
平成　２７年　４月　１５日　会社設立
平成　２９年　４月　１５日　改定
平成　２９年１０月　　５日　改定
平成　３０年　１月　３０日　改定
平成　３０年　６月　１４日　改定
平成　３１年　１月　２９日　改定
令和　　元年　５月　２９日　改定
令和　　２年　１月　２９日　改定
令和　　４年　１月　２８日　改定
令和　　４年　７月　２６日　改定
令和　　５年　１月　３０日　改定
令和　　６年　１月　３０日　改定
令和　　７年　１月　２９日　改定

定　款

第１章　総　則

（商号）
第１条　当会社は、ｔｒｉｐｌａ株式会社と称し、英文ではｔｒｉｐｌａ Co., Ltd.と表記する。

（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1　人工知能を使ったソリューションの開発・提供及びデータ解析
2　インターネットサービス事業
3　システムの企画・開発・販売
4　各種マーケティングに関する業務及びコンサルティング業
5　国内、海外旅行を対象とした旅行企画、旅行手配などの旅行業法に基づく旅業
6　ビジネスプロセスアウトソーシング及びビジネスプロセスサポートに関する事業
7　損害保険代理業
8　前各号に附帯又は関連する一切の事業

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

（機　関）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1　取締役会
2　監査役
3　監査役会
4　会計監査人

（公告方法）
第５条　当会社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、18,480,000株とする。

（自己の株式の取得）
第７条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利の制限）
第９条　　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1　会社法第189条第２項各号に掲げる権利

2　会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第 10 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
②　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
③　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）
第 11 条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株　主　総　会

（招集）
第 12 条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第 13 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 10 月 31 日とする。

（招集権者及び議長）
第 14 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役 CEO が招集し、議長となる。
②　取締役 CEO に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定める順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
③　取締役全員に事故があるときは、株主総会において出席株主のうちから議長を選出する。

（電子提供措置等）
第 15 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
②　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）
第 16 条　株主総会の普通決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。
②　会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

（議決権の代理行使）
第 17 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）
第 18 条　当会社の取締役は 9 名以内とする。

（選任方法）
第 19 条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。
② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）
第 20 条　取締役の任期は、選任後 2　年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
② 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（役付取締役）
第 21 条　取締役会の決議をもって、取締役の中から、CEO（最高経営責任者）1 名を選定し、必要に応じて、役付取締役若干名を選定することができる。

（代表取締役）
第 22 条　取締役会の決議をもって、取締役の中から会社を代表する取締役を定める。

（取締役会の招集及び議長）
第 23 条　取締役会は取締役 CEO が招集し、議長となる。
② 取締役 CEO に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定める順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第 24 条　取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）
第 25 条　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）
第 26 条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）
第 27 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）
第 28 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章　監査役及び監査役会

（員数）
第 29 条　当会社の監査役は、4 名以内とする。

（選任方法）
第 30 条　監査役は、株主総会において選任する。
② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）
第 31 条　監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）
第 32 条　監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）
第 33 条　監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。

（監査役会規程）
第 34 条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）
第 35 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任の免除）
第 36 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章　計　算

（事業年度）
第 37 条　当会社の事業年度は、毎年 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日までの 1 年とする。

（剰余金の配当の基準日）
第 38 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年 10 月 31 日とする。
②　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）
第 39 条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年 4 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

（剰余金の配当等の排斥期間）
第 40 条　剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第 7 章　附　則

（法令の準拠）
第 1 条　この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

以上